

北京語言大学東京校 在学生

北京語言大学東京校 教務課

クラブ・サークル申請について

本学公認の学生クラブ・サークル申請を下記のように受け付けます。申請内容を審査のうえ、面談で大学公認としてふさわしい場合には活動場所として教室の解放やホームページでの告知などの支援を検討します。下記を参照のうえ、申請手続きをしてください。

記

募集内容 文化系サークル活動

申請期間 2015年5月7日（木）～6月5日（金）

申請方法 代表学生氏名および連絡先・活動目的・活動場所・参加学生氏名をリストに記入のうえ、提出
(リストは2階教務課で交付)

以上

2015 年度 北京語言大学東京校 公認クラブ・サークル申請リスト

クラブ・サークル名 _____

活動内容および活動目的 _____

主な活動場所 _____

代表学生氏名 _____

代表学生の連絡先 電話番号 _____ 住所 _____

参加学生氏名

申請日 _____

課外活動等に関する規程

(2015 年 5 月 11 日)

《所管：北京語言大学東京校 学生管理課》

(趣旨)

第 1 条 この規程は、当校学生が、個性ゆたかにして教養高く、国家および社会の形成者として有能な人材となるために、学術の研究、芸能の修練、趣味の涵養等の課外活動等を行う上で、必要な事項について定める。

(クラブ・サークルの登録)

第 2 条 学生のサークルは、北京語言大学東京校の名のもとに課外活動を行う場合は、クラブ・サークル名、代表者名、活動場所その他の大学が定める事項を毎年 4 月（後期より新たに活動を行う場合にあっては、9 月）の所定日までに当校に届出なければならない。

2 当校は、前項の届出をしたクラブ・サークルを登録する。ただし、当校は、第 1 条の趣旨に明らかに反すると認めた場合には、届出を受理しないことができる。

(公認サークル)

第 3 条 前条第 2 項の大学に登録されたクラブ・サークルのうち、次条に定める要件を満たしたクラブ・サークルを公認とする。

2 前項に規定する公認クラブ・サークルは、次の 5 種とする。

- 一 学生の会
- 二 地方学生の会
- 三 同好会
- 四 学外 N P O 等に所属するクラブ・サークル
- 五 教務課承認クラブ・サークル

3 公認クラブ・サークルの承認は当該年度限りとし、学生管理課の議を経て大学が行う。

4 公認クラブ・サークルは、毎年 4 月の所定日までに大学に継続届を提出するものとする。提出のない公認クラブ・サークルは、解散したものとみなす。

5 公認クラブ・サークルが、当校外で宿泊、遠征等の活動を行う際は、事前に当校まで合宿・遠征届を提出するものとする。

6 公認クラブ・サークルを解散したときは、速やかに当校に届け出なければならない。

7 公認クラブ・サークルが法令または本規程その他の当校の規約に違反したときは、公認を取り消すことがある。公認の取り消しは学生管理課の議を経て当校が行う。

(公認クラブ・サークルの要件等)

第 4 条 前条に規定する公認クラブ・サークルとなるためには、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 一 当校学生のみで 5 人以上、かつ 2 クラス以上にまたがる構成員があること。
- 二 学生責任者として代表および会計担当を置いていること。

2 前項の規定にかかわらず、地方学生の会、および学術院承認クラブ・サークルの要件は別に定める。

3 第 2 条第 2 項の大学に登録されたクラブ・サークルのうち、公認のものを除くクラブ・サークルを登録（未公認）クラブ・サークルと呼ぶ。

(学生の会の要件)

第 5 条 第 3 条第 2 項第 1 号に規定する学生の会となるためには、同好会として 3 年以上継続して承認されなければならない

い。

（便宜供与）

第6条 公認クラブ・サークルならびに当校が特に認めた者および団体は、次の各号に定める便宜供与を受けることができる。供与の内容については別に定める。

- 一 教室および施設の利用
- 二 新規会員募集活動等での場所等の利用
- 三 課外活動補助金の受給
- 四 大学行事への参加

（損害賠償）

第7条 学生または学生の団体が、故意または過失により当校の施設、設備および物品等を汚損または損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 当校は事情によって、前項の賠償額を減免することができる。

（懲戒等）

第8条 学生または学生の団体が本規程および同施行細則（2015年5月11日）に違反したときは、第6条に定める便宜供与を停止し、または北京語言大学東京校学則（2015年4月1日示達）の規定により、懲戒処分に付することができる。

（細則の制定）

第9条 立看板の設置ならびに文書等の掲示および配布の方法、学生が課外活動等を行う上で遵守しなければならない事項その他この規程の施行に必要な事項は、細則をもって別に定める。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

課外活動等に関する規程施行細則

(2015 年 5 月 11 日)

《所管：北京語言大学東京校 学生管理課》

(細則の制定)

第 1 条 この細則は、課外活動等に関する規程（2015 年規約。以下「規程」という。）第 9 条の規定に基づき、規程の施行に必要な事項を定める。

(公認サークルの会長)

第 2 条 公認クラブ・サークルの会長は、当校の専任教員または専任職員でなければならない。ただし、研究を目的とするクラブ・サークルにあっては、専任教員でなければならない。

2 同一人が会長となることができるのは、2 つのクラブ・サークルまでとする。ただし、学生の会、地方学生の会および教務課承認クラブ・サークルにあっては、それぞれ 1 クラブ・サークルまでしか会長となることができない。

(公認クラブ・サークルの学生責任者)

第 3 条 公認サークルの学生代表者は複数の公認クラブ・サークル責任者を兼ねることはできない。

2 学生代表者は本科の正規生でなければならない。ただし、教務課承認クラブ・サークルのうち、大学が特に認めたクラブ・サークルはこの限りではない。

(掲示物等)

第 4 条 学生または学生の団体が、文書、チラシ等（以下「文書等」という。）を掲示する場合は、公認クラブ・サークルにあってはクラブ・サークル名を、個人および公認サークル以外の団体にあっては、当校学生である掲示責任者の所属箇所、学年、氏名、連絡先および団体名を当該文書等に記載しなければならない。

2 立看板の設置または文書等の掲示を行う際は、公認クラブ・サークルにあっては学生代表者、公認クラブ・サークル以外にあっては、当校学生が掲示責任者として立ち会わなければならない。

3 設置・掲示の期間を経過したときは、設置・掲示を行った者は、速やかに掲示物を撤去しなければならない。

4 掲示物は、営利目的、虚偽の内容、他者のプライバシーの侵害、特定の個人もしくは 団体等への誹謗中傷または名誉毀損にあたらないもので、公序良俗に反しないものでなければならない。

5 掲示物は、倒壊の危険や通行妨害がないよう、安全に配慮して設置しなければならない。

6 掲示物が、前 3 項の規定に反していると当校が判断したとき等、当校が必要と認めた場合は当該掲示物を撤去することがある。

7 前各項の規定にかかわらず、池袋キャンパス以外の場所において、掲示物等の規定がある場合は、当該場所の規定を適用できるものとする。

(掲示物の大きさ等)

第 5 条 掲示物の大きさは、最大 A 3 サイズまでとする。

2 掲示物の枚数は、次の各号に定めたとおりとする。

一 掲示板 1 掲示板につき 1 団体あたり 1 枠まで

二 掲示許可のある壁面 1 掲示板につき 1 団体あたり 1 枚まで

3 掲示板以外の場所（壁やフェンス等をいう。）に文書等を掲示してはならない。

- 4 掲示物を固定する際は、当校指定の方法以外での掲示をしてはならない。また他の掲示物の上に重ねて貼ってはならない。
- 5 大学は、月に1回（原則として毎月末）、すべての掲示物を撤去する。

（文書等の配布）

- 第6条 学生または学生の団体が、本学構内において文書等を配布しようとする場合は、公認クラブ・サークルにあつてはその名称を、個人および公認クラブ・サークル以外の団体にあつては、当校学生である掲示責任者の所属箇所、学年、氏名、連絡先および団体名を当該文書等に記載しなければならない。
- 2 文書等の配布を行う際は、公認クラブ・サークルにあつては学生代表者、公認クラブ・サークル以外にあつては当校学生である責任者が、立ち会わなければならない。
 - 3 文書等の配布は、指定場所のみとし、それ以外での配布は認めない。ただし、当校が特に認めた場合は、この限りではない。
 - 4 文書等の配布は、手渡しとし、受け取る意思のない者への強要を行ってはならない。
 - 5 配布する文書等は、営利目的、虚偽の宣伝、他者のプライバシーの侵害、特定の個人もしくは団体等への誹謗中傷または名誉毀損にあたらないもので、公序良俗に反しないものでなければならない。
 - 6 前各項の規定にかかわらず、池袋キャンパス以外の場所において、掲示物等の規定がある場合は、当該場所の規定を適用できるものとする。

（教室の貸出し）

- 第7条 学生または学生の団体が、会合その他の目的で教室を利用するときは、あらかじめ大学の許可を得なければならない。
- 2 大学は、前項の許可の申請が次の各号の一に該当する場合は、同項の許可をしないことがある。
 - 一 教室の利用目的が公序良俗に反する恐れがあるとき。
 - 二 入場料その他の料金を徴収しようとするとき。
 - 三 授業の妨げになる恐れがあると認められるとき。
 - 3 大学は、次の各号の一に該当するときは、第1項の許可を取り消すことができる。
 - 一 大学が教室を利用しなければならない緊急の必要が生じたとき。
 - 二 借用願の記載事項に虚偽の記載があったとき。
 - 三 前項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - 四 その他大学が必要と認めたとき。
 - 4 前各項の規定にかかわらず、池袋キャンパス以外の場所において、掲示物等の規定がある場合は、当該場所の規定を適用できるものとする。

（学生証の提示）

- 第8条 学生は、学生証を常に携帯し、当校教職員の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（遵守事項）

- 第9条 学生は、当校構内において当校が定めた場所以外で、喫煙および飲酒をしてはならない。ただし、当校が特に認めた場合はこの限りではない。
- 2 学生は、当校構内において物品の販売およびこれと同視すべき行為をしてはならない。ただし、当校が特に認めた場合はこの限りではない。
 - 3 学生は、当校の施設、設備および備品を占有してはならない。
 - 4 学生は、横断幕、垂れ幕、ステッカー等を施設、植栽等に設けまたは掲げてはならない。ただし、当校が特に認めた場合はこの限りではない。
 - 5 学生は、当校構内および当校周辺で拡声器、楽器等を使用してはならない。

- 6 学生は、衛生環境の維持および改善に努め、ゴミの放置などをしてはならない。
- 7 学生は、常に安全確保に努め、危険行為および他人への迷惑行為をしてはならない。

附 則 この細則は、2015年5月11日から施行する。